

高松市監査委員告示第 26 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 30 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	老朽化した施設の取壊しを早期に決定すべきもの（老人いこいの家）	P78	健康福祉局	長寿福祉課	R7.5.21

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
2	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（源平屋島地域運営協議会）	P145、P230	創造都市推進局	観光交流課 観光エリア振興室	R7.5.30
3	意見	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（源平屋島地域運営協議会）	P145、P230			
4	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（源平屋島地域運営協議会）	P147、P230			
5	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P148、P181		スポーツ振興課	R7.6.10
6	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（源平屋島地域運営協議会）	P148、P230		観光交流課 観光エリア振興室	R7.5.30
7	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（源平屋島地域運営協議会）	P148、P230			
8	意見	現状に合わせた会則の改正を指導することについて（源平屋島地域運営協議会）	P229、P230			

監査実施年度 平成29年度

監査テーマ 特別会計の財務事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
9	意見	高松市立駐車場中期経営計画について（駐車場事業特別会計）	P174	都市整備局	交通政策課	R7.5.29
10	意見	基金の創設の検討について（駐車場事業特別会計）	P175			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ1 高松市の外国籍の方に関連する政策

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
11	意見	外国人への制度等の周知方法について（多言語対応通訳サービス）	P37	消防局	情報指令課	R7.6.10

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
12	意見	利用頻度が低い南部駐車場及び瓦町地下駐車場の用途廃止、部分転用等の検討について	P76	都市整備局	交通政策課	R7.5.29
13	意見	救急出動について、出勤前のトリアージや悪質な通報にはペナルティを課すなどの対策の検討について	P165	消防局	情報指令課	R7.6.10

監査実施年度 令和5年度

監査テーマ 病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
14	意見	SPD業者の実施した業務に対する評価結果について	P87	病院局	みんなの病院事務局総務課	R7.6.9
15	意見	旧市民病院跡地の利活用に向けた情報公開の充実について	P155			

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	老朽化した施設の取壊しを早期に決定すべきもの（老人いこいの家）	
指 摘 の 内 容	施設が老朽化した時の廃止について、どのような場合には必ず廃止・取壊しするのか明確にする必要がある。少なくとも、現在使用していない披雲荘については、取壊しが必要と思われ、早期に決定する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P78	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月21日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る老人いこいの家については、令和4年5月に改定した高松市公共施設再編整備計画において、施設・機能ともに廃止としている披雲荘を除き、現在、利用者が一定数あり、施設の維持管理費が少額であることから、当面は継続使用としているが、今後、大規模改修や更新の必要が生じた場合には、近隣施設への機能移転や統廃合を検討することとしている。 また、同計画の見直し時においては、施設の利用状況や老朽化度合い等を勘案し、廃止や取壊しを含め適切な評価を行うこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について (源平屋島地域運営協議会)	
意 見 の 内 容	団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。 また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P145、 P230	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課観光エリア振興室
措 置 結 果	本件意見について、源平屋島地域運営協議会においては、委託等に伴う契約や入札を実施していないことから、契約に関する規程等は定めていない。 また、同協議会が行う支出については、従前から、支出に係る承認を事前に得た後に執行しており、同様の事務処理を継続することとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（源平屋島地域運営協議会）	
意 見 の 内 容	見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。 また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P145、 P230	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課観光エリア振興室
措 置 結 果	本件意見について、源平屋島地域運営協議会においては、委託等に伴う契約や入札を実施していないことから、契約に関する規程等は定めていない。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（源平屋島地域運営協議会）	
意 見 の 内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、 P230	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課観光エリア振興室
措 置 結 果	本件意見について、総会の議事録は従前から作成していたが、令和7年5月に開催した総会以降、総会参加者のうちから議事録署名人を選定し、署名を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意 見 の 内 容	監事に実施してもらいたい項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、 P181	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月10日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年4月に施行した、高松市スポーツ推進委員連絡協議会処務規程において、監査チェック項目一覧表の様式を定めるとともに、7年4月に、当該様式に基づき、監事による6年度決算の監査を受けた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（源平屋島地域運営協議会）	
意 見 の 内 容	監事に実施してもらいたい項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、 P230	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課観光エリア振興室
措 置 結 果	本件意見については、令和6年度決算から、監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（源平屋島地域運営協議会）	
意 見 の 内 容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名印等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、 P230	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課観光エリア振興室
措 置 結 果	本件意見に係る監査報告については、令和7年4月に監事、5月に協議会長に確認後、監事が署名し押印した原本のコピーを、決算資料として配布することとし、同年5月に開催した総会に提出した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	現状に合わせた会則の改正を指導することについて（源平屋島地域運営協議会）	
意 見 の 内 容	会則を現状に合わせて改正するよう、指導することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P229、 P230	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課観光エリア振興室
措 置 結 果	本件意見に係る源平屋島地域運営協議会会則については、現状に合わせて、協議会委員の役職名を変更する改正を行い、令和6年4月1日に施行した。 今後も、適時適切に同会則の改正を行うこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	高松市立駐車場中期経営計画について（駐車場事業特別会計）	
意 見 の 内 容	現在の高松市立駐車場中期経営計画では、平成29年度から平成34年度までに一般会計が繰入金により補填する累計額は、1,171,525千円と予想されているものの、平成35年度以降は起債償還が少なくなり、収入超過に転換する見込みであることから、積極的な収入増加の施策が盛り込まれていないように見受けられる。 また、料金についても、平成18年に30分100円から25分100円に改定後、大きな変更は実施されていない。収入増加や利用促進について、個々の駐車場の立地に合わせた個別の対策が必要と思われる。 なお、利用者によると、瓦町フラッグの市役所出張所は便利であるが、駐車料金が高いため市営駐車場は利用していないという意見もある。中央駐車場のよう、市役所出張所の利用者に対する割引の実施も検討すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P174	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月29日
所 管 課 等	都市整備局 交通政策課
措 置 結 果	本件意見に係る収入増加の施策について、瓦町駅地下駐車場においては、平成31年4月から、「平日のみ」としていた定期駐車の利用を「全日」に拡大したが、瓦町FLAG内のIKODE瓦町利用者に対する割引については、同月から1時間無料の措置を試験的に行ったものの、にぎわいの創出までには至らず、公共交通利用への影響や、財政的な負担増を考慮し、同年12月をもって終了した。 また、令和7年3月に策定した第2期高松市立駐車場中期経営計画において、低利用率駐車場の対応策として、南部駐車場を用途廃止し、瓦町駅地下駐車場へ機能を集約する方針を定めるとともに、同月に一部改正した高松市駐車対策基本計画においても、南部駐車場を8年度末をもって廃止することや、瓦町駅地下駐車場の営業時間を延長するなどの方針を定めるとともに、個々の駐車場ごとに、収入増加や利用促進等に向けた対策を講じている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	基金の創設の検討について（駐車場事業特別会計）	
意 見 の 内 容	中期経営計画の歳出面については、今後増加が見込まれる機器更新費や修繕費について、長期修繕計画を策定し、大規模修繕がある年度だけに支出が集中しないよう計画を策定しているとのことである。また、計画どおり進捗すると、平成35年度以降は起債残高が少額となってくるため、収入超過に転換する見込みで、起債が完済する平成36年度以降は、収入超過幅が大きくなる見込みである。 機器更新費や修繕費については、ある年度だけに集中しないように長期修繕計画を策定していても、まとめて実施した方が工事費が安くなるケースや機器の耐用年数と計画とのタイミングが合わないケースも考えられることから、収入超過に転換する平成35年に向けて、修繕に備えた基金の創設についても、長期修繕計画と合わせて検討することが考えられる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P175	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月29日
所 管 課 等	都市整備局 交通政策課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年度の駐車場事業特別会計決算において、収入が支出を超過する見込みとなったことから、今後の大規模修繕に備える基金の創設について検討した結果、これまで一般会計からの繰入を行っていることや、自家用車から公共交通への利用転換を目指す本市の交通政策の理念に鑑み、今後、収入超過が発生した際には、同特別会計から一般会計へ繰り出し、公共交通の発展や、自家用車利用の抑制につながる施策への活用を検討することとし、基金は創設しないこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	外国人への制度等の周知方法について（多言語対応通訳サービス）	
意 見 の 内 容	外国人への制度等の広報について、どのようなときにどこに連絡すればよいのかわかるように、多言語対応したホームページ等にまとめて掲示することが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P37	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月10日
所 管 課 等	消防局 情報指令課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年4月から、病気やけがなどの緊急時に外国人が119番に通報をすることができるよう、市ホームページの多言語対応通訳サービスでの周知を、英語表記に変更するとともに、7年5月からは、英語に加えて中国語での表記を、消防局のトップページに掲載することにより、外国人への多言語対応した広報を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	利用頻度が低い南部駐車場及び瓦町地下駐車場の用途廃止、部分転用等の検討について	
意 見 の 内 容	利用の少ない南部駐車場及び瓦町地下駐車場の2施設については、用途廃止、部分転用等を検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P76	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月29日
所 管 課 等	都市整備局 交通政策課
措 置 結 果	本件意見については、令和7年3月に策定した第2期高松市立駐車場中期経営計画において、低利用率駐車場の対応策として、南部駐車場を用途廃止し、瓦町駅地下駐車場へ機能を集約する方針を定めるとともに、同月に一部改正した高松市駐車対策基本計画においても、南部駐車場を8年度末をもって廃止することや、瓦町駅地下駐車場の営業時間を延長するなどの方針を定めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	救急出動について、出動前のトリアージや悪質な通報にはペナルティを課すなどの対策の検討について	
意 見 の 内 容	救急件数は増加しており、一定割合は軽症及び不要な通報である。出動前に、トリアージを行うこと、救急性が無い場合で、悪質と判断される場合には、何らかのペナルティを課すことなどについて、検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P165	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月10日
所 管 課 等	消防局 情報指令課
措 置 結 果	本件意見については、増加傾向にある救急出動件数に対応するため、令和6年11月から、救急隊の稼働率が80%を超えた場合に発信する「救急隊ひっ迫アラート」を、市公式LINEで市民に周知することにより、救急車の適正利用を呼びかけている。 なお、119番に通報があった場合に行うトリアージや、悪質と判断する通報へのペナルティの付加については、通報者の知識や表現などにより、職員の判断に差異が生じるリスクがあることから、市民の生命を守ることを優先し、実施しないこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	SPD業者の実施した業務に対する評価結果について	
意 見 の 内 容	委託業者への支払いは、仕様書に記載された内容について、当該委託業者が実施した内容を報告書として受け取り、具体的な評価を行った上で実施されるべきである。 委託業者の作成した完了報告書に対する評価結果が抽象的な記載にとどまっており、具体的な評価を行うことが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P87	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月9日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措 置 結 果	本件意見に係る院内物流管理業務については、病院局内において、業務実施体制や業務内容の管理監督の評価項目等について検討した結果、新たに評価シートを作成することとし、令和6年4月分から、当該評価シートによる具体的な評価を行った上で、委託料を支払うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	旧市民病院跡地の利活用に向けた情報公開の充実について	
意 見 の 内 容	旧市民病院の解体後の有効な利活用に向けた情報開示を行い、市民等からの意見募集を積極的に行うことが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 155	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月9日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措 置 結 果	本件意見については、令和7年5月にホームページを更新し、旧市民病院跡地の利活用に向けた情報を掲載した。 今後においては、建物解体に向けた事前作業の経過及び今後の見通しなど、跡地利活用の検討状況について、適時適切に情報開示を行うとともに、サウンディング型市場調査により、民間事業者等からの意見や提案を募集するほか、市民からの意見募集を行うこととしている。